

住宅リフォーム支援事業助成金をご存知ですか？

町民が町内業者を利用して行う町内に存する住宅のリフォーム工事に対し、助成金を交付します。

募集期間 6月7日(月)～ ※定額になり次第締め切り

受付場所 肝付町役場建設課

■助成の対象となる方

- (1) 肝付町内に居住し、住民登録を行っている者。又はリフォーム後、町内に居住し住民登録を行う予定の者。
- (2) リフォームを行う住宅の所有者（親・子・配偶者含む）で、その管理を証明できる書類を有する者。
- (3) 申請時にリフォームを行う住宅に居住している、または実績報告を提出する時点で当該住宅に居住することが確実である者。（空き家に係る申請の場合を除く。）
- (4) 申請者及び課税されている世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) その他の住宅関連助成制度（ただし、肝付町木造住宅耐震改修促進事業を除く。）の補助等を受けていない者。

■助成の対象となる要件

(1) 助成金交付の対象となる経費（消費税を含む）が20万円以上であること。

(2) **町内業者等（施工業者登録がされていること）が施工すること。**

(3) **本事業の助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手していないこと。**

(4) **各年度7月1日から翌年2月末日までの期間にリフォーム工事が終了すること。**

※合併浄化槽、エコキュート、太陽光発電設備の設置は対象となりません（他の助成制度があります）。

※外構工事、住宅に固着しない設備等の改善や補修（省エネルギー電球・蛍光灯の取替、カーテン交換、壁紙・障子・ふすま紙・網戸などの小破補修）は対象となりません。

■助成金の交付申請

肝付町住宅リフォーム支援事業助成金交付申請書等書類を揃えて、役場建設課へ直接持参してください（施工業者に申請書作成など委任する場合でも必ず本人【世帯員】が同席すること）。

助成金を交付する回数は、同一住宅及び同一人について、一回限りとする。

※リフォーム支援事業にかかる施工業者の、昨年まで登録してあるものについては、引き継ぐものとします。

必要書類、その他助成の対象となる要件等の詳細は、ホームページをご覧ください、担当課までお問合せください。

耐震診断・耐震改修しませんか？

町では昭和56年以前の木造住宅の耐震診断の助成を行っております。また、耐震診断の結果に基づき行う耐震改修工事の助成も行っております。詳しくは建設課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 住宅係 ☎0994(65)8424

令和3年度 第1回 肝付町公営住宅等入居者募集

公営住宅等に入居を希望される方は、町ホームページまたは建設課窓口へ備え付けてある申込用紙に記入の上、建設課住宅係まで提出してください。なお、希望者多数の場合は抽選になります。

★公営住宅

- 高山地区
大脇団地（1戸） 西方団地（4戸）
花牟礼住宅（7戸）
- 内之浦地区
津房団地（4戸）
- 岸良地区
岸良東団地（4戸）

★特定公共賃貸住宅

- 高山地区
ニュー西が丘住宅（2戸）
- 内之浦地区
花ノ木団地（3戸）



★単身者住宅 ※単身者住宅については随時募集

- 高山地区
アメニティハウス三反（4戸） ロックタウン西方（7戸）
ハートフルランド横間（3戸）

■応募締切 6月18日(金)
■抽選日 6月23日(水)
(※応募者多数の場合)
■お問い合わせ・申し込み先
肝付町役場 建設課 住宅係
☎0994(65)8424

※これまで公営住宅には単身入居不可でしたが、入居要件の緩和により、一部の住宅で単身入居が可能となりました。詳細につきましては、町ホームページにてご確認いただくか建設課住宅係までお問合せ下さい。